

# 隠岐ユネスコ世界ジオパークロゴマーク等使用規程

## (目的)

第1条 この規程は、隠岐ユネスコ世界ジオパークロゴマーク（別図。以下「ロゴマーク」という）及び図版、写真画像を使用する場合の手続・使用方法等の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程においてロゴマーク等とは、隠岐ユネスコ世界ジオパークの様々な取組を、国内・国外に広くアピールするため一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構（以下「推進機構」という）が有するロゴマークおよび図版、写真画像等をいう。

## (対象者)

第3条 このロゴマーク等の使用対象者は公序良俗に反しない限り、趣旨に賛同し規程に沿った手続きを行うすべての者とする。

## (使用料)

第4条 このロゴマーク等の使用については、原則として無償とする。

## (使用期間)

第5条 このロゴマーク等の使用期間については、使用開始日から最大3年間とする。

## (申請)

第6条 ロゴマーク等を使用するにあたっては、事前に隠岐ユネスコ世界ジオパークロゴマーク等使用申請書（様式第1号）を推進機構に提出し、推進機構理事長（以下、「理事長」という）の承認を受けなければならない。

2. 推進機構会員（以下「会員」という）のロゴマーク等の使用にあたっては、事後の届出を可とし、隠岐ユネスコ世界ジオパークロゴマーク等使用届出書（様式第2号）を協議会へ1部提出すること。なお、押印については省略して差し支えないこととする。

## (更新)

第7条 ロゴマーク等の継続使用については、使用期間終了日の10日前までに推進機構に申請を提出すること。ただし、会員については届出書を提出すること。

## (承認)

第8条 理事長は、第6条の規定による申請や届出があった場合、審査のうえ、使用を承認するものについては承認書（様式第3号）により、申請者および届出者に通知する。

(不承認)

第9条 理事長は、第6条の規程による申請があった場合、審査のうえ、次の各号のいずれかに該当する場合にはロゴマーク等の使用について不承認とし、申請者および届出者に文書にて通知する。

- (1) 隠岐ユネスコ世界ジオパークの推進に支障を生じる恐れが認められるとき。
- (2) ロゴマーク等が使用者の自己の信用を高めるために使用すると認められるとき。
- (3) 隠岐ユネスコ世界ジオパークの推進活動の趣旨に反すると認められる営利活動または特定の政治活動や宗教活動に関すると認められるとき。

(完成品の提出)

第10条 申請者および届出者は、申請および届出内容の物件が完成したときには、その完成品若しくは完成品の写真等を、推進機構に提出するものとする。

(使用取り消し)

第11条 理事長は、第8条の規程により承認したものについて、第9条の各号いずれかに該当することが明らかになった場合にはロゴマーク等の使用について、申請および届出時にさかのぼって承認を取り消すことができる。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。





隠ユ世ジ推第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

(一社)隠岐ジオパーク推進機構  
理事長 池田 高世偉

隠岐ユネスコ世界ジオパークロゴマーク等使用承認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった隠岐ユネスコ世界ジオパークロゴマーク等使用については、次のとおり承認します。

●区 分

●承認番号 号

●使用者

●使用承認期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

●使用対象

●使用内容

◎使用条件

- 1 ロゴマーク等の一部分のみを使用し、又はロゴマーク等を変形し、もしくは他の図形や文字と重ねて使用しないでください。また指定外の配色はしないでください(モノクロは可)。
- 2 ロゴマーク等を使用する場合、使用する物品の表示、安全性に関する事項については各種法律に基づき、使用者が全て責任を負うものとします。
- 3 物品並びに各種印刷物等にロゴマーク等を使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- 4 ロゴマーク等を使用した印刷物等を一部、(一社)隠岐ジオパーク推進機構に提出してください。
- 5 使用した際にロゴマーク等の資料提供者として「(一社)隠岐ジオパーク推進機構」の表示を行うこと。(ロゴマークのみの場合はその限りではありません)
- 6 使用条件に違反してロゴマーク等を使用した場合、ロゴマーク等使用承認申請の内容に虚偽があった場合等の際は、使用条件の変更、使用承認の取消、又は使用物件の回収を求められます。